

## 島根県立大学吹奏楽部規約

### 1. 呼称

島根県立大学吹奏楽部と称する。

### 2. 活動内容

当部は全日本吹奏楽連盟に加入しており、それに伴い吹奏楽連盟が主催する吹奏楽祭、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト等に参加する。また浜田市を中心に行われる演奏会、学校行事（海遊祭、新入生歓迎会）等に参加し「島根県立大学」の名の下で活動を行う。

### 3. 部の構成

- ・部長
- ・副部長
- ・会計
- ・楽器・備品管理
- ・楽譜管理
- ・施設管理
- ・各楽器パートリーダー

#### ○部長

役割として、

- ・全体統括（全体の指示、連絡なども含む）
- ・代表者出席が参加とされるものへの出席（吹奏楽連盟、文化会、事前打ち合わせなど）
- ・本部活動に参加するゲストへの連絡
- ・代表者が必要とされる交渉がある（必ずしもこの限りではない）。

上記の役割の遂行が不可能な場合、また必要に応じて、代行者を部長自らが指名し代行させることができる。

#### ○副部長

役割として、

- ・部長補佐
- ・部長代行
- ・全体統括
- ・部員管理（入部手続きなど）

- ・ 出欠確認
- ・ 企画作成（訪問演奏、打ち上げ、合宿など）がある（必ずしもこの限りではない）。

#### ○会計

役割として、

- ・ 部費徴収、及び管理（部費徴収袋の作成、部費徴収日指定など）
- ・ 領収書管理
- ・ 代金徴収、及び支払い（吹奏楽連盟会費、バス代金、打ち上げ会費徴収、及び支払など）がある。

#### ○楽器・備品管理

役割として、

- ・ 楽器・備品個数確認
- ・ 楽器・備品状態確認、及び修理勧告（私物楽器・備品を除く）
- ・ 必要備品確認、及び購入勧告
- ・ 購入予定楽器・備品の価格確認
- ・ 借用楽器管理（借用書の作成、及び礼状の作成）
- ・ 学外活動時の借用施設管理（予約を含む）がある。

#### ○楽譜管理

役割として

- ・ 原譜管理（定期的な枚数確認）
- ・ 楽譜の配布、及び回収
- ・ 原譜コピー
- ・ 借用楽譜管理
- ・ 購入予定楽譜の価格確認がある。

#### ○施設管理

役割として、

- ・ 本学内における施設管理
- ・ 施設予約
- ・ 利用可能日確認
- ・ 学外活動時の借用施設管理（予約含まず）がある。

#### ○パートリーダー

役割として、

- ・ 各部署からの連絡をパート内へ連絡
- ・ パートの練習場所の確保がある。

上記にあるものは一例であり、必要に応じて役割が増減する場合もある。また、すべての部署は互いに連携をとり本部活、その他の管理、維持に努めなければならない。（例：学外の施設を利用する場合、会計、施設管理は連携しなければならない。）

各部署の責任者は必要事項を部長または副部長へ連絡する義務がある。副部長が報告を受けた場合は部長へ連絡する義務が生じる。

#### 4. 会議について

##### 前文

「本来吹奏楽部の演奏会は、単独演奏ではなく集団演奏である。そのため、一人ひとりの責任が重要なものになる。そのため、以下を定め活動を円滑にさせるものである。」

- ・月に一度、第2土曜日に定例会として部会を開催することとする
- ・部会を吹奏楽部の最高決定機関とする。
- ・部長は部会の議長を務める。
- ・副部長は、前日までに部会の要旨について全員に報告する
- ・部会は原則必要時に開催するものとする。
- ・部会は全部員の参加を原則とする。

ただし、やむを得ず欠席する場合には、必ず事前に副部長に連絡すること  
演奏会の参加・不参加に関しても同様である。

- ・部会の決定は、全体の4分の3以上の賛成を持って決定とする。
- ・部会の決定は、全部員の総意に基づいて決定するものであり、各部署はこれのみ責任を持つ。

(緊急要項)

緊急を要する場合は、緊急部会を開くことができる。その場合、事務により「仮決定」をし、全員の適当とする時間に部会を開催する。この場合の部会も、上記に定める部会の準じるものとする。

## 5. 練習日程

水曜日15:15、土曜日10:00から練習開始する。

その他平日、日曜日は自由参加。

練習する場合は他の団体へ近隣の民家の迷惑にならないよう考慮し練習すること。

演奏会が近い場合は変更する場合がある、その場合部員には随時連絡をする。

## 6. 連絡体制

部長→ゲスト、指揮者

↓

パートリーダー

↓

パート内部員

## 7. 部費

・部費は1人当たり月額1000円とする。なお、支払いが困難な場合は部長・会計と相談する。

・部費は主に部の活動費として使用する。

## 8. 楽器の扱い

・学校から借用している楽器は大切に扱う。

・借用楽器を持ち出す場合は、借用物管理部へ連絡

・私物楽器及び、備品等の修理は個人負担

## 9. 楽譜

楽譜（原譜、レンタル楽譜）の管理は楽譜管理が行う。

## 10. 入部

原則として吹奏楽に興味・関心・意欲を持っている人なら誰でも入部できる。

## 附則

この規約は、平成12年6月14日から施行する。